

発電所建設予定事業に係る概要説明の聴取について

－ 議会としての対応(案) －

1 対応案協議

産業建設委員会で協議する。

2 聴取の手法

市から発電所建設予定事業に係る概要説明を聴取する。

3 聴取する委員会

産業建設委員会・市民文教委員会連合審査会

4 日程等

(1) 日時 令和2年1月31日(金)午前10時から

(2) 場所 議員協議会室

【参考】

○ 参考人招致について(委員会で招致する場合)

委員会において調査又は審査のため、必要があると認めるときに出頭を求め、これに応じて出頭して意見を述べていただくこと。

※委員会条例第29条(参考人)

委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条(公述人)の規定を準用する。

○ 連合審査会について

特定の案件について、関連のある委員会が共同で審査又は調査すること。

※会議規則第103条(連合審査会)

委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

※「協議」とは

①主たる委員会が連合審査会を開催することを議決

②主たる委員会の委員長が他の委員会(従たる委員会)に開催を申し入れる。

③他の委員会(従たる委員会)が開催を受諾